

北海道告示第 11020 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 15 条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和 6 年 6 月 19 日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		失効 年月日
					名称	住所	
北海道 第 3061 号	副産動 植物質 肥料	フィッシュソ リュブル	窒素全量 5.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0	含有される 有害成分の 最大量及び その他の制 限事項は公 定規格のと おり	株式会社釧 路ハイミー ル	釧路市大楽 毛 8 番地 10	令和 6 年 5 月 8 日